

季節労働者のみなさんへ ▶▶▶ 特別教育・安全衛生教育のご案内

## ① 小型車両系建設機械（整地等）特別教育 定員6人

5月20日（月）～21日（火）

開催場所 <学科> 新ひだか町地域交流センター ピュアプラザ  
<実技> 新ひだか町建設資材置き場（静内海岸町）  
講習指導機関 キャタピラー教習所（株）北海道教習センター



各教育  
受講料無料  
先着順

①のみ季節労働者でない方も**有料**にて受講できます。  
<受講料>15,000円

## ② 刈払い作業従事者安全衛生教育 定員5人

6月4日（火）

開催場所 日高地域人材開発センター（浦河町東町うしお2丁目3番1号）  
講習指導機関 林業・木材製造業労働災害防止協会 浦河分会



<以下①、②共通>

**対象者** 18歳以上で新ひだか町・新冠町に住民登録があり、次のいずれかに該当し  
通常雇用を望まれている季節労働者の方

- ①雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方
  - ②離職者であって、直前の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
  - ③離職者であって、直前の雇用保険が「受給資格を有しない一般被保険者」  
であり、前々職の雇用保険が「短期雇用特例被保険者」であった方
- （※②、③は平成30年4月1日より前に離職した方を除く）

**申込方法**

**先着順にて受付**

※①は5月8日（水）まで、②は5月15日（水）まで受付し、  
定員に達し次第受付を終了とさせていただきます。

窓口で直接又は電話でお受け致します。

\*\*\* 提出書類等（申込受付後の提出となります）\*\*\*

- ①「雇用保険特例受給資格者証」又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」
- ② 顔写真1枚 ※3ヶ月以内に撮影した写真（縦3cm×横2.5cm）
- ③ 印鑑（書類提出時に必要となります）

（①のみ）④運転免許証（両面）コピー

**受講料**

**無料** ※ただし、以下につきましては、受講費用は全額自己負担となります。

- ◆受講当日のキャンセルをされた場合
- ◆遅刻及び受講期間中に「自己都合（会社都合）」により、  
途中退席等をされて、修了証が発行されなかった場合

「お申し込み・お問い合わせ先」 **日高中部通年雇用促進協議会**

新ひだか町 総務部まちづくり推進課内 ☎（0146）49-0293（直通）